

自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部補助

4月1日から、高校生相当の方に加え、65歳以上(2024年度中)の方にもヘルメット購入費用の一部を助成します。

これは自転車に乗っている人が交通事故に遭遇した際の被害軽減を目的としたものですので、ぜひご活用ください。

○対象者

- ・市内に住民登録している高校生相当の方
(2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた方)
- ・市内に住民登録している65歳以上の方
(1960年4月1日までに生まれた方)



○対象の自転車乗車用ヘルメット

- ・4月1日以降に購入したもの
- ・安全基準に適合した新品のもの
※安全認証マーク(SG・JCF・CE・GS・CPSC)のいずれかがあるもの
- ・転売などの目的でなく対象者本人が使用するもの

○購入先

自転車乗車用ヘルメット販売店、インターネット販売店

○申請受付期間：5月13日(月)～2025年3月31日(月)まで

- ※予算の上限に達した場合、受付期間中であっても補助を終了することがあります
- ※18歳未満の方は保護者が申請してください

○必要書類

- ・補助金交付申請書(防災安全課窓口または市ホームページから入手可能)
- ・販売店などが発行した領収書の写し
- ・安全基準を証明する書類の写し(販売店の証明書または取扱説明書、現物の写真など)

○補助率

ヘルメット1個につき、購入費用の2分の1
(上限2,000円、100円未満切り捨て)
対象者1人につき1個まで

○申請窓口

防災安全課または市民生活課

■問 防災安全課 0299-90-1131